

長 建 協 発 第 14 号
平成 25 年 4 月 5 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保を図るため、被災地域における前金払の特例を継続すること等について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

特例の内容は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された被災地域における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の10分の5以内とすること（原則は請負金額の10分の4以内）、中間前金払の対象工事となる工事を請負金額300万円以上の工事とすること（原則は請負金額1,000万円以上かつ工期150日以上工事）となっております。